

川西市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 65 号

川西市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

川西市火災予防条例等施行規則（平成2年川西市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「場所及び条例第45条の2第1項に規定する^{とう}洞道等の指定」を「場所の指定、条例第45条第2項の規定による届出の対象となる期間及び区域の指定並びに条例第45条の2第1項の規定による^{とう}洞道等の指定」に改める。

第6条第1項中「第17条、第19条及び第20条」を「第18条、第20条及び第21条」に改める。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第2号中「10メートル以上」を「15メートル以上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第3項の規定による火災に関する警報に関して市長が林野火災の予防上危険であると認める気象の状況は、前条各号に掲げるいずれかの気象状況において強風注意報が発表されているときとする。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報）

第15条 条例第29条の8第1項の規定による市長が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認める気象の状況は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から5月31日までの間で、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 1月1日から5月31日までの間で、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

付 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。